

22 森林吸収源対策と森林保全の推進について

令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、森林吸収源については「2040年度において72百万t-CO₂の吸収量を確保する」とされた目標の実現に向けて、森林整備の着実な推進に加え、二酸化炭素を固定する木材利用に関して施策の創設や制度の拡充を図ること。

【背景理由等】

長期にわたる木材価格の低迷等から、手入れが行き届かずに荒廃する森林が増加する中で、四国4県では、国の制度を最大限に活用する一方、各県独自の施策を実施し、多面的な機能を発揮できる健全な森づくりの実現に向けた取組を進めてきました。

このような中、COP21において同意された我が国の約束草案では、2030年度の目標値26%(2013年度比)のうち、森林吸収量で2.0パーセントの確保を目指すこととされています。

さらに、令和5年11月からアラブ首長国連邦(UAE)のドバイで開催されたCOP28では「2030年までに再生可能エネルギー設備容量を世界全体で3倍、エネルギー効率の改善率を世界平均で2倍へ拡大する」という野心的な方向性が示され、我が国でも「第7次エネルギー基本計画」において、エネルギー安定供給の確保、2040年度の温室効果ガス73%削減という新たな目標が掲げられるなど、今後、地球温暖化対策において、森林整備がより重要な役割を担う必要があります。

しかしながら、地方の危機的な財政状況の中、間伐・再造林等の森林整備事業を拡大するには、森林吸収源対策の拡充・強化と森林整備に要する地方負担や森林所有者及び林業・木材産業関係者負担の軽減が必要になっています。

こうした森林整備と併せて、最近では外国資本が我が国の森林を買収する事例が全国的な問題となっており、水源など重要な森林の保全に向けた、一層の取組が求められています。

また、間伐材を林地に放置せずに利用することは、木材に固定された二酸化炭素が大気中に放出されず、地球環境面に貢献します。加えて、地域材を率先使用することは、川下の木材産業者や流通業者など様々な分野における経済・雇用面でも大きな波及効果をもたらします。このため、間伐などの森林吸収源対策と同時に、国産材の利用を併せて推進することが必要であると考えます。

【具体的な提言事項】

(1) 森林整備に係る森林所有者負担並びに県負担の軽減措置等の充実

森林による二酸化炭素吸収量の確保については、国の政策として位置づけられているが、木材価格が低迷する中で森林所有者の林業経営意欲は低下しており、自己負担が困難になっているとともに地方自治体の財政が逼迫していることから、次の点について、構築、見直しを行うこと。

①森林整備事業における国・県の負担割合を見直すこと。

- ②森林整備事業等における森林所有者負担のさらなる軽減を図ること。
- ③森林吸収源対策を着実に実施するため、地方負担額に対する交付税措置のより一層の充実を図ること。
- ④森林現場の諸課題に早期に対応するため、森林経営管理制度の運用に当たり、運営主体となる市町村への支援を行うとともに、林業成長産業化の推進に必要な森林環境保全直接支援事業等の森林整備関連予算について、地方が必要とする予算を十分確保すること。

(2) 森林を保全する仕組みの構築

- ①我が国の森林を将来にわたり国民共通の財産として保全できるよう、外国資本による森林買収を規制する法整備を進めるとともに、県、市町村、森林整備法人など公的な機関が水源など重要な森林を取得する公有林化への支援を強化すること。
- ②公有林化する森林以外（民有林）において、森林所有者の負担を軽減するため、木材の生産・流通・加工業者等も参画し、地域ぐるみで森林整備を推進する体制の構築や運営に対して支援を行うこと。
地域ぐるみの森林整備（再造林等）への協力金を拠出した事業者に対して、所得税、法人税における特別控除を行うなど税制上の優遇制度を創設すること。

(3) 地域材の利用推進

地域材を利用することの環境貢献度を定量的に評価する制度を早期に確立するとともに、カーボン・オフセットの考え方にに基づき、木材製品の購入者や木造建築物の建築主、施設園芸用ボイラーなど木質バイオマスを活用した施設に対し、木材に固定された二酸化炭素量に応じた貢献度を還元できる制度を構築すること。